

# 船舶衝突による損害賠償請求権の消滅時効の起算点

最高裁第二小法廷平成一七年一月二二日判決——上告棄却  
 (平一六受一四三四号、損害賠償請求事件)  
 民集五九卷九号二五五八頁、判タ一一九九号一八三頁

## 【民法】 債権

### 「判決のポイント」

商法七九八条一項は、消滅時効の期間について民法七二四条の特則を設けたにすぎない。船舶の衝突によって生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法七二四条により、被害者が損害及び加害者を知った時から進行するものと解すべきである。

### 「事案」

Xはその所有する漁船がY所有の貨物船に衝突され損傷したことによって生じた損害について、不法行為による損害賠償請求権に基き、Yに対して賠償を求めた。Yは商法七九八条第一項・民法第一六六条第一項の消滅時効を援用したが、原審はその主張を排斥してXの請求を一部認容した。Yは、上告受理申立・上告が認められ、上告理由で次のように主張した。「原判決の見解は、商法七九八条一項の趣旨を著しく没却し、……民法七二四条の時効起算点を適用する意であるのならば、その期間の最終を画する除斥期間をも設定すべきであり、その場合、民法七二四条の除斥期間二〇年をそのまま適用することは、消滅時効を三年から一年に短縮したと権利を失するものである。……通常、船舶衝突事故が発生すると、……海上保安部が現場に急行し、……衝突相手船の特定が行われ

……海難審判理事所も事故原因の調査に乗り出すのが通常である。……被害者は、……請求の相手方の特定、当該請求の証拠の収集を行うことが可能である……七九八条一項が、相手方の不安定な法的地位を早期に確定するため消滅時効期間の短縮をしていることに鑑みれば、原判決の被害者保護の価値判断は、同条項の短期消滅時効の趣旨を没却したものと批判せざるを得ない。」

### 「判旨」

「民法七二四条は、不法行為に基づく法律関係が、未知の当事者間に、予期しない事情に基づいて発生することがあることにかんがみ、被害者による損害賠償請求権の行使を念頭に置いて、債権一般について消滅時効の起算点を規定する同法一六六条一項の特則を設けたものであり、同法七二四条が、消滅時効の起算点を『損害及び加害者を知った時』と規定したのは、不法行為の被害者が損害及び加害者を現実に認識していない場合があることから、被害者が加害者に対して損害賠償請求に及ぶことを期待し得ない間に消滅時効が進行し、その請求権が消滅することのないようにするためであると解される(最高裁判平成八年(オ)第二六〇七号同一四年一月二九日第三小法廷判決・民集五六

早稲田大学助教授柴崎 暁

卷一号二一八頁参照)。船舶の衝突によって損害を被った被害者が不法行為による損害賠償請求権を行使する場合においても、同条の趣旨はそのまま当てはまる。／商法七九八条一項は、船舶の衝突によって生じた債権は一年を経過したときは時効によって消滅すると規定しているが、消滅時効の起算点については何ら規定するものではなく、消滅時効の期間について民法七二四条の特則を設けたにすぎないものというべきである。／したがって、船舶の衝突によって生じた損害賠償請求権の消滅時効は、民法七二四条により、被害者が損害及び加害者を知った時から進行するものと解すべきである。」(一部省略)

### 「先例・学説」

衝突債権一般につき消滅時効の起算点について衝突時であると判示した裁判例としては、大判大四・三・二四民録二一輯四四二頁、大判大六・一一・一四民録二三輯一九八六頁、山口地判大七・五・三新聞一四四九号二一頁。大正七年の事例は、トロール船と商船との衝突に関する事例で、商法六五一条一項(当時)においては、「共同海損に因りて生じたる債権に付ては其起算点を計算終了の時と定めたるに拘はらず船舶衝

突に因り生じたる債権に付ては何等規定せざるのみならず民法不法行為に因り生じたる債権の消滅時効に関する第七百二十四条に於ても明かに時効期間の起算点を定めたるに拘はらず等しく不法行為たる船舶衝突に因りて生じたる債権に付ては特に時効期間を定めながら其起算点を定めざりし點より觀れば船舶衝突に因る債権の消滅時効は衝突なる事實發生の時を以て時効期間の起算點と爲すべき法意なることは毫末の疑を存ぜず」「右の如く解するときには被害者に於て未だ加害者を知らず從て權利を行使すること能はざるに拘はらず空しく時効期間を経過するが如き事態を生じ頗る不條理なる結果に陥るの觀なきにあらざるも民法第六十六條に於て一般消滅時効の起算點とせる權利を行使し得る時とは權利行使に法律上の障礙なき時の謂にして權利者の加害者不知の如き事實上の障礙なき時を指稱するものにあらざれば此點に於ても前段の解釋を左右するの理由と爲すに足らず」と判示した。また、大阪地判大一〇・一〇・一二小町谷編・新商事判例集八五三頁（岩波書店、一九七二年）も、理論は必ずしも明らかでないが、衝突による運送契約不履行の事例でも、商法六五一条（當時）を適用して時効起算點は衝突時であるとしている（石井照久「判例に現れたる船舶の衝突」海法会誌二二号一五三頁（一九三七年））。

学説としては、朝倉外茂鉄「柳川勝二『海商法』三九四頁（日本法律学校、一九〇一年）は、知時を起算點とすれば「爭議底止スル所ナカルヘシ」とし、他方、毛戸勝元『海商講義』一五七頁（大日本新法典講習会、一九〇一年）は、共同海損と比較して衝突の場合に損害の計算は時間を要することはないからとの理由から、それぞれ衝突時説を採る。田中誠二『海商法提要下巻』四三七頁（一九二六年、有斐閣）は、衝突時であ

ることは疑いがないとし、「被害者が其の衝突を知ると否とを問はず又被害者が加害者の何人なるを知ると否とを問はない」とする（田中誠二『海商法詳論』五二五頁（勁草書房、一九七六年）も同旨）。松本丞治『海商法（第二三版）』一九七頁（中央大學、一九二九年）も、特に理由を示さず「此時効ノ起算點方衝突ノ時ニ在ルハ勿論ナリ」。山戸嘉一『船舶衝突論』二九〇頁（有斐閣、一九三二年）も同様に解するが、海上危険の特異性を理由とするほか、民法七二四條に從つて起算點を考えると、「消滅時効ノ起算點ハ各利害關係人ニ對シ一様ナラサルヨリ實際上種々ノ不便ヲ生シ」る点を挙げる。竹井廉『海商法』〔新法學全集第一六卷商法Ⅲ〕（日本評論社、一九三八—一九四〇年）も同旨。石井照久『海商法』〔法律學全集〕三四〇頁（有斐閣、一九六四年）も起算點衝突時説を採る。

これに対し、吾孫子勝「矢部克己『改正商法通義』（宝文館、一九二一年）は、商法六五一条二項（當時）の共同海損につき計算終了時を起算點とする理由を「此時ヨリ初メテ請求權ヲ行ヒ得ルモノナレハナリ」とし、民法一六六條を注記する。明言するわけではないが、衝突に關しても民法一六六條に從つて起算點を定めるものとする趣旨か。また、島田国丸『船舶衝突論』二二二頁（巖松堂、一九二五年）は、民法七二四條を適用しないことを認めつつも、直ちに衝突時であるとするのではなく、民法一六六條に從うものと解した上で、民法一六六條の「權利ヲ行使スルコトヲ得ル時」とは權利行使の法的客觀的条件が具備されたことをいうから衝突時であるというものである（さらに、立法論としては船舶衝突債權も、被害者が加害者および損害を知りたる時を以て起算點とすべきであるとの提言まで行っている）。同様の説明は、小町

谷操三『船舶衝突論』二四八頁（岩波書店、一九四九年）、小町谷操三「窪田宏『海商法 下巻』〔現代法學全書〕二五五頁（青林書院、一九六〇年）、窪田宏『概説海商法（第二版）』一九七—一九八頁（晃洋書房、一九七三年）においても踏襲されている。

最後に、いずれとも異なり、本件最判と同様の立場を採る説として、村田治美『体系海商法（二訂版）』（成山堂書店、二〇〇五年）は、海商編に規定がない以上、民法七二四條の適用により被害者が損害（損害發生の事實）および加害者の双方を知った時から時効が進行すると解すべきものとする。

なお、少なくとも、生命身体損害に關しては商法七九八條の適用がないとされてきた（大判大四・四・二〇民録二輯五三〇頁。商法六五一条に「一切ノ債權」とは書いていないという点を理由とする。高根義人らの比較法的検討を尽くした上告理由が引用され参照に値する）。神戸地判大七・一二・二五新聞一五三九号一九頁、大阪地判大一一・五・二一新聞二二八七号一四頁、広島高判昭四四・一二・一八高民集二二卷六号八〇六頁、横浜地判平七・五・二四判タ九〇八号一七七頁。学説は、このような區別を否定する見解が多い（石井・前掲書三三六頁、中村眞澄『海商法』二五八頁（成文堂、一九九〇年）。反対説、松本・前掲書一九七頁）。

### 〔評論〕

一 (1) 商法七九八條の短期時効の存在理由は「海上危険の特異性」、即ち、同船に再度衝突があった場合に、先の衝突による損害を後の衝突による損害として賠償請求される虞がある、というものである（小町谷「窪田・前掲書二五五頁等」）。しかし、このことから直ちに起算點を衝突時とすることが導かれるわけではな

い。

(2) 衝突時説は、国際条約による法統一の動向に沿った理解であるとの説明がある。小町谷・前掲『船舶衝突法論』二四九頁は、一九一〇年九月二三日「衝突についての若干の規定の統一に関する条約」(ブリュッセル条約—日本は一九一三(大正二)年批准、翌三年公布・施行)に言及する。条約は、衝突被害者の損害賠償請求権が「事故ありたる日より (à partir de l'événement) 二年を以て時効に罹る」(条約七条一項)とする。論者は、条約による法統一の意義を重視し、日本商法の規定と、条約とが併存する事態を論難し「政策的にいつても、兩者の解釋を合致せしめるやうに、努力するのが妥當である」(同書・二二頁、毛戸勝元「船舶ノ衝突ニ關スル條約法ト我商法」法曹記事二七卷五号一頁—一九一七年)も、商法を修正して条約と一致させることが「好都合」とするものの、商法解釈として条約を参酌せよとはいっていない。

(3) 条約は水域の如何を問わず(条約一条)、軍用船・公役務専用国有船以外の(条約二一条)、内水船と航海船・航海船相互の衝突に適用され、全衝突当事船舶が締約国船籍を有する場合および本国法の定める場合に、全当事者に適用される(条約二一条一項)。非締約国に属する当事者に対する関係では、本条約の規定の適用は、各締約国の定めによって相互性の条件に従うものとし、全当事者が法廷地に属するときは、本国法を適用する(条約二一条二項)。本件は、Xが日本の漁船の所有者であり、Yがリベリア船籍の貨物船であり、リベリアが非締約国であり、日本法に特段の定めもないため、条約を適用することができない事例である。ひとたび条約ではなく商法が適用されるものと判断された以上、条約の主義がどれほど望ましいもので

あれ、問題は日本法の解釈論として扱われるべきである。

(4) 山戸・前掲書二九〇頁は民法七二四条適用説を批判して「起算點ハ各利害關係人ニ對シ一樣ナラサルヨリ實際上種々ノ不便」を生じるとするが、必ず個々の被害者の具体的な事実に対する認識の可能性の差異が原因となつて起算點が不合理に不統一となるというわけではない。現実的認識時説によるときにはその危懼は正当かもしれないが、規範的認識時説(松本克美「民法七二四条前段の時効起算點」立命二八六号二四三頁以下—二〇〇三年)に依れば、問題となる不法行為の類型毎に、起算點は客觀的画一的に確定し得る。

二 (1) しかしながら、他方の民法七二四条適用説にも左袒しかねる。商法七九八条適用の關係を整理する上で、同条の定める消滅時効の時効法体系上の地位、すなわち、それは民法七二四条前段の特別法であるのか、同条後段の特別法であるのかを論じておく必要がある(中舎寛樹・NBL八二九号八頁—二〇〇六年)は本件に言及し、「海商法上の時効に民法の特則としての意義をどの程度認めるか」の問題であると整理する。商法七九八条は、しばしば「不法行為債權二八三年ノ短期時効ヲ認メタルナリ然ルニ衝突ノ場合ニハ三年ノ時効モ長キニ失ストシテ一年ノ時効ヲ設ケタルナリ」(松波仁一郎「船舶衝突ノ身體損害債權ノ消滅時効ヲ論ス」法協三七卷七号三〇頁—一九一九年)等と説かれる。これによれば商法七九八条は「時効」の規定であつて除斥期間の規定でないから民法七二四条前段の三年時効の、専ら期間に関する特別法であるにとどまり、上告理由が非難するように、後段はそのまま適用されるものでなければならぬことになってしまう。他方、後段のみの特別法であると考えことは無意味

かつ困難であろう。

(2) しかし、二〇年の期間のほうも本質は時効であるとの近時復活した学説(松久三四彦「不法行為損害賠償請求權の長期消滅規定と除斥期間」椿寿夫三三林宏編「權利消滅期間の研究」二四三頁—信山社、二〇〇六年)からみれば、むしろ、商法七九八条は、民法七二四条の前段後段双方にとつて特別法であることとならう。しかも、衝突とは必ずしも不法行為責任のみを生じるとは限らず、債務者の責に帰すべき事由による履行不能による債務不履行責任を生じることもあり、問題を一律に民法七二四条とのみ結びつけて論じ得るものではない。以上から、商法七九八条の起算點は、結局、民法一六六条に依らざるを得ないことになる。

三 (1) では民法一六六条によるときに、権利を行使し得る時とは、具体的に何を指すものであるか。民法一六六条の伝統的な考え方によれば、權利行使についての単なる事実上の障害は、消滅時効の進行を止めるものでない(大判昭二・九・一七民集一四三五頁)と解される(幾代通「民法総則」第二版)五〇四頁(青林書院、一九八四年)。ところが、近時の判例は、事実上の障害もある程度考慮している(最判昭四五・七一・一五民集二四卷七号七七一頁、東京高判平一一・二〇〇判時一七一四号一四三頁、最判平一三・一一・二七判時一七六九号一二頁、最判平一六・四・二七判タ一一五二号一二〇頁)など、平野裕之「民法総則」第二版)五五三—五五七頁(日本評論社、二〇〇六年)参照。

(2) 被害者が損害の発生につき何ら懈怠なく不知のまま進行する時効とは、果して正当なものであろうか。民法起草委員梅謙次郎は時効制度を倫理的な制度として位置付けていたから(内池慶四郎「消滅時効法の歴史と課題」一九四頁—成文堂、一九九三年)、この論理

によれば民法七二四条後段や商法七九八条の絶対的衝突時説などに見られる「懈怠」「帰責性」のない権利喪失は制度の趣旨に矛盾する。したがって、民法一六六条によることを一旦認めつつも、債権者の責に帰すべからざる非法律的な権利行使の障害をも考慮に入れる、との立場を是としたい。このような解決に道を開く解釈が、明治二六年商法施行当時既に主張されていた。以下紹介する。

(3) 商法七九八条(昭和一三年改正以前の商法六五一条)は、明治二三年制定・明治二六年施行のいわゆるロエスレル商法の第九七六条(「船舶債権者ノ債権及ヒ冒險貸借、海損並ニ救助ニ因リテ生シタル債権ハ船舶所有者、船長又ハ海員ノ一身ニ對スル請求權ナルトキト雖モ之ヲ主張スルコトヲ得ル日ヨリ起算シ一十年ヲ以テ時効ニ確ル」)②委棄ニ付テノ訴權ハ第九百六十九條ニ掲ケタル申込期間後一ヶ月ノ満了ヲ以テ消滅ス」)を、実質を変更せずに引き継いだ規定である(商法修正案理由一八五頁(博文館、一八九八年)は、新商法六五一条を指してこの点は「既成商法第九百七十六條ニ採リタルナリ」と説く。なお法文は坪谷善四郎「伊藤悌治閣」『日本商法註釈 下巻』五二九頁(博文館、一八九〇年)など参照)。法文の表現から明らかなように、ここでの起算点は「之ヲ主張スルコトヲ得ル日」であり、民法一六六条と調和する。衝突の文字はないが、衝突債権にも適用があるものと解される。

(4) この明治二六年商法九七六条について、当時の注釈書(磯部四郎『商法(明治二三年)』釈義 第二編七章・第三編他)〔日本立法資料全集別巻一七〕三六七頁以下(信山社、一九九六年)は、「請求權ヲ主張スルコトヲ得ヘキ日ヨリ起算スヘキモノト決定シタルハ須ラク注目ヲ要スヘキノ點ナリ……請求權ノ主張ハ事實ノ生

シタルトキ直チニ爲シ得ヘキモノトノ區別アルヲ以テ此區別ヲ認定スルコト亦甚タ肝要ナレハナリ」(磯部・三六八二―三六八三頁)とし、「冒險貸借、海損及ヒ救助ニ係ル債権ノ請求權並ニ運送契約ヨリ生スル請求權ハ船舶力其到達港ニ到着シ積荷ヲ引渡シタル後ニ於テ始メテ主張スヘク又損害上ノ請求權ハ損害ノ通知ヲ爲シタル後……ニ主張スヘキカ如キ即チ是レナリ」〔此原則ヨリ推論スルトキハ船舶ノ衝突ヨリ起リタル損害賠償ノ請求權ニ係ル時効ノ起算ハ衝突シタル時ニ始マラスシテ其通知ヲ得タル日又ハ乗組員ノ救助セラレテ上陸シタル日ヨリ起算スヘキハ疑ヒヨ容レサルヘシ〕(磯部・三六八三頁)としている。

(5) 同様に、長谷川喬『商法正義 第六卷』(日本立法資料全集別巻五二)四八四頁(信山社、一九九三年)〔原著一八九三年〕は、本条によって短期消滅時効を定めた理由は、「航海事業ニ付テハ……第二ノ航海ヲ始ムル前ニ……第一ノ航海ニ係ル關係ヲ終結スルニ非サレハ往々不便ヲ生スル……航海中……新ニ負債ヲ起スノ已ム可ラサル場合アルニ當リ若シ既往ニ屬スル要求權ノ附着スルニ於テハ爲メニ其負債ヲ起コスコト能ハサルノ困難ヲ免レサル類ノ如シ」であると説明した上で、時効の起算点である「之ヲ主張スルコトヲ得ル日」の解釈としては、「其主張スルコトヲ得ルト否トハ右ノ如ク單ニ法理上ノ解釋ニ止マラス實際に果シテ主張スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付テモ亦之ヲ顧慮セサルヲ得サル可シ例ヘハ船長又ハ海員ニ係ル債権ハ船舶ノ投錨シタル日ニ非サレハ之ヲ主張スルコトヲ得ス及ヒ被害者カ其被害ノ事實即チ賠償請求權ノ生シタル事實ヲ直チニ知ラサルトキハ之ヲ知リタル日ニアラサレハ之ヲ主張スルコトヲ得サルカ如……キモ亦之ヲ適用セサルヲ得サル可キナリ」(四八六頁)と説く。長谷川は、海上

危険の特異性を認識した上でなお實際上権利を行使しうることを要求する。磯部のいう「乗組員ノ救助セラレテ上陸シタル日」長谷川のいう「船舶ノ投錨シタル日」賠償請求權ノ生シタル事實ヲ知リタル日」いずれも、損害賠償請求權の発生日ではない。当時施行延期されてはいたものの、明治二三年民法証拠編第一五〇条は債権一般の時効の起算点として「權利ヲ行フコトヲ得ヘキ時ヨリ」と定めていた。しかも、同条は、再閣修正民法草案第一九八七条「訴フルノ權利ヲ有シタルトキヨリ」を改めた(新井敦志「債権ノ財産權」樺三林・前掲書五五八頁)もので、單純に權利が發生した時点に限るとの趣旨が修正によってより希薄になっていくことに注意すべきである。

四 以上の検討から法条の適用関係としては民法一六六条によって起算点を決するという多数説に賛成するが、衝突債権の起算点は、衝突という事柄の特異性に鑑み、少なくとも衝突に典型的な事実上の権利行使の障害が止むべき時とすべきではあるまいか。加害船舶の特定に一定の日数を要することが経験則上明らかであるならば、被害者において損害發生の事実および加害者を合理的な人であれば知り得べきであった期間までは、時効は進行すべきではない。その期間は海難實務の経験則に依存しつつも客観的に定まり得る(前記横浜地判平七・五・二四は人身損害についてではあるが高等海難審判所の裁決言渡日の翌日としており、ひとつの参考となる)。海上危険の特異性からの海上企業経営の保護も考慮が必要であるが、それは一年という短期時効を規定することで配慮済みであり、それ以上に、時効制度の倫理性を犠牲にしてまで被害者に失権の受忍を強いることは妥当でない。

(一) ぼやき・ヤットの